

# 寄附募集 一口城 尼崎城

ATAGASAKI

～あなたの名前を未来に残しませんか～

かつて、沖から見える姿が海に浮かんでいるように見えることから、琴浦城とも呼ばれた尼崎城。

尼崎城が築城されてから400年の月日が経ち、今再びその姿を取り戻そうとしています。

尼崎城を再建するにあたり、一人でも多くの方々がかわることが出来るよう、一口城主寄附の呼びかけをさせていただくことになりました。一口城主寄附をしていただいた方々のお名前を記入したパネルを尼崎城内部に展示するなど、再建された尼崎城がより一層末永く愛されるよう、整備・維持してまいります。

# 尼崎城 一口城主寄附募集

～あなたの名前を未来に残しませんか～



## 寄付金額と募集期間

3万円以上・10万円以上・30万円以上・  
100万円以上の各コース

平成29年5月19日から

平成30年9月29日(予定)

※終了は予定より早くなる場合があります

個人・法人・団体等どなたでも寄附できます。  
(ただし法令による制限があります。)

## 特典

各コースで特典が変わります。(右の表のとおり)

※同じ方が複数回寄附していただいても構いません。

(ただし、特典は1回のみが基本です)

※(注)抽選結果の発表は、特典の発送をもってかえさせていただきます。

※先行入城会は、尼崎城完成からオープンの間までに実施します。

開催日程などの詳細については市ホームページなどでお知らせいたします。

※掲示するパネルは一人一枚または一団体一枚とさせていただきます。(二人以上の連名はできません)

## 寄附の方法

「市役所本庁北館4階城内まちづくり推進課」にて受付(平日9時～17時)をいたします。その際、申込書に氏名・住所等の必要事項、パネルに記載する名前を記入いただきます。納付書を作成しお渡ししますので、その後指定する金融機関(郵便局は除く)にて寄附金を納付してください。

※内容によっては記載できない場合や修正等をお願いする場合があります。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

## 寄附に対する税制上の優遇について

個人で都道府県・市町村へ年間2,000円を超える寄附をされた場合「ふるさと寄附金制度」の適用が受けられ、支払った寄附金額に応じて所得税及び復興特別所得税(以下所得税等とします)・住民税から一定額が軽減されます。なお、軽減を受けるためには、納税者名義での寄附のお申し込みと、翌年に所得税の確定申告を行っていただく必要があります。

※「ふるさと寄附金制度」による税金軽減額の詳細について

総務省の「ふるさと納税ポータルサイト」をご覧ください。お住まいの市町村の住民税担当係までお問い合わせください。その際、「尼崎城一口城主寄附はふるさと寄附金制度の対象になる」旨をお伝えください。

※ふるさと納税ワンストップ特例制度について

これまで、ふるさと納税後に確定申告しなければ税金は軽減されませんが「ふるさと納税ワンストップ特例制度」により、確定申告を省略できるようになりました。「確定申告の義務がない」「寄附金控除以外に確定申告の必要がない」「寄附先が5団体以下」全てに当てはまる方に限り確定申告を省略できます。なお、本制度を適用した場合、ふるさと納税をした当該年の所得税等の軽減相当分を翌年の住民税において軽減します。

※法人が寄附された場合は、寄附金額の全額を損金算入できます。

お問い合わせ先: 尼崎市ひと咲きまち咲き担当局 まち咲き施策推進部 城内まちづくり推進課

TEL: 06-6489-6147 FAX: 06-6489-6793 ama-shiro@city.amagasaki.hyogo.jp

## 寄附金額に対する特典

寄附金	特典	掲示する パネルのおお よその大きさ
3万円 以上	・施設内に氏名掲示(小)	縦1cm 横3cm
10万円 以上	・施設内に氏名掲示(中) ・先行入城会招待券 (抽選100名)※(注) (1名のみ)	縦1.5cm 横5cm
30万円 以上	・施設内に氏名掲示(大) ・先行入城会招待券(1名 のみ)	縦3cm 横10cm
100万円 以上	・施設内に氏名掲示(特大) ・先行入城会招待券(2名 まで)	縦5cm 横20cm